

下水道事業のあゆみ

- 昭51.1 / 留萌都市計画公共下水道の計画を作る。
- 51.1 / 留萌都市計画公共下水道の計画承認。
- 51.2 / 下水道法による下水道事業計画認可。
- 51.2 / 都市計画法による下水道事業認可。
- 59.10 / 計画期間の変更承認。
- 60.2 / 下水道法による計画期間の変更認可。
- 60.3 / 都市計画法による計画期間の変更認可。
- 61.12 / 幹線ルート計画変更承認。
- 62.3 / 下水道法による幹線ルート計画変更認可。
- 62.4 / 都市計画法による幹線ルート計画変更認可。

# このように進めています。 留萌市の下水道事業。

近年水の利用の増大、汚濁負荷量の増加が川や海の汚染がはげしくなり、この状態を防止する一手段として、公共下水道を設置し、終末処理することが現在において良い方法と考えるとともに、都市施設としての下水道は、文化的な生活を営むために、上水道と同様に欠くことのできない施設と考え、50年度より下水道事業を進めています。

## 全体の計画と第1期計画

留萌市の下水道計画は、市街地を中心に都市計画区域のうち75年想定市街地地域の約834haを下水道計画区域としています。その計画の対象として考えている人口は48,000人。

汚水ポンプ場は西部の低地に2カ所、留萌川横断については、留萌川の状況を考慮し、ポンプ場2カ所、計4カ所を設置する計画です。

処理場は船場町に建設します。このような全体計画の中で、第1期計画(50年度～67年度)を行っています。計画面積は、JR留萌本線の内側と留萌川と国道231号線にはさまれた地域等の人口密集市街地約175ha、その計画の対象となる人口は、12,700人となっています。

## 62年度末までの工事の進みぐあいは。

下水道事業が始まった50年から62年度末までの工事の進みぐあいは、整備面積で50ha、整備率は、28.6%となっています。建設費は25億8900万円。汚水及び雨水管を地中にうめた長さは、汚水管10.822m。雨水管1,275m。

63年度以降から浄化センターなどの建設と工事本格的になって、

67年度一部供用開始に向けて急ピッチで進めて行きます。

## 汚水管・雨水管・浄化センターの3つの要素を個別に見ると……。

### ▶雨水管布設関係

雨水管の布設総延長は、231,000mのうち53～56年度の4ヵ年で寿町2丁目の建設協会から明元町6丁目の港米橋までにかけて口径800mm～1,650mmの雨水管を1,275m布設しました。

この布設工事により、今まで強い雨がふった時に、雨水が道路にあふれていた地域では、その心配がなくなりました。

また、いままでも台所や風呂の水と雨水がいっしょになって川や海にはこぼれて河川や海の汚れの原因となっていました。雨水管汚水管が整備されると別々のパイプで川や海に流れますので河川や海の汚れがなくなります。

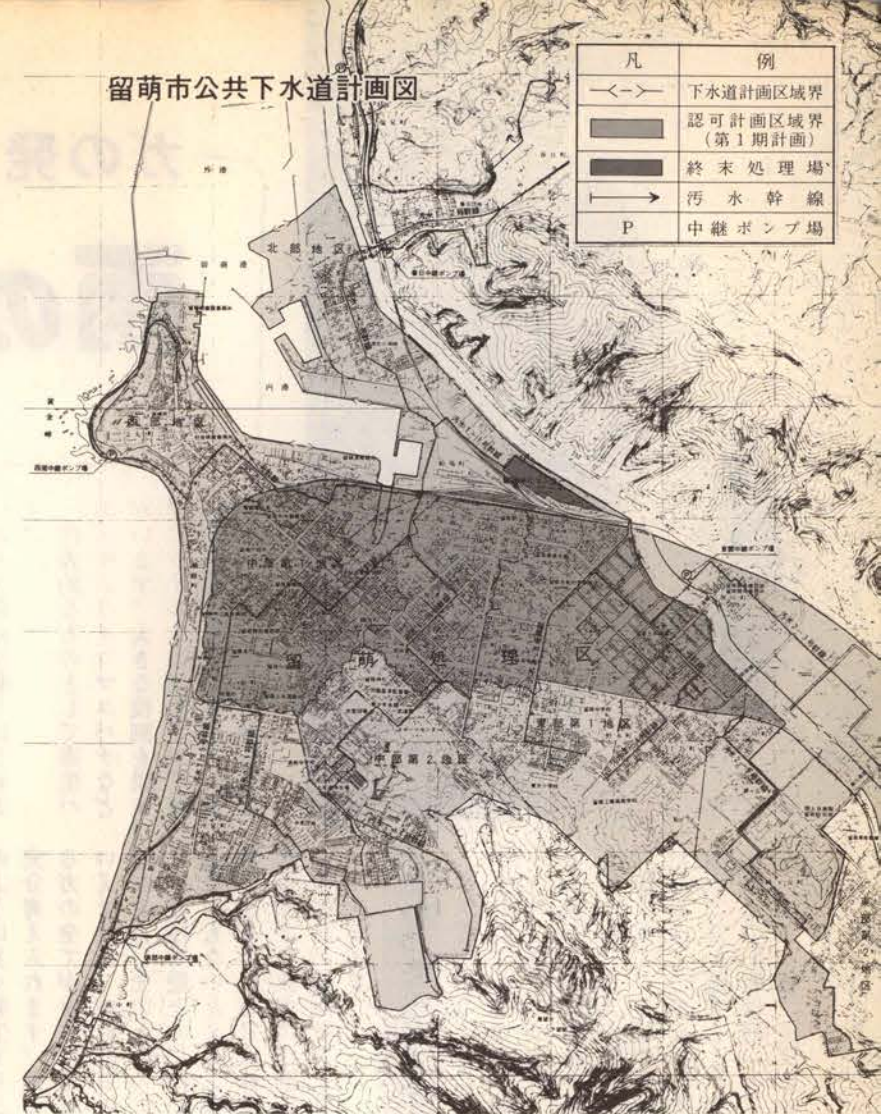
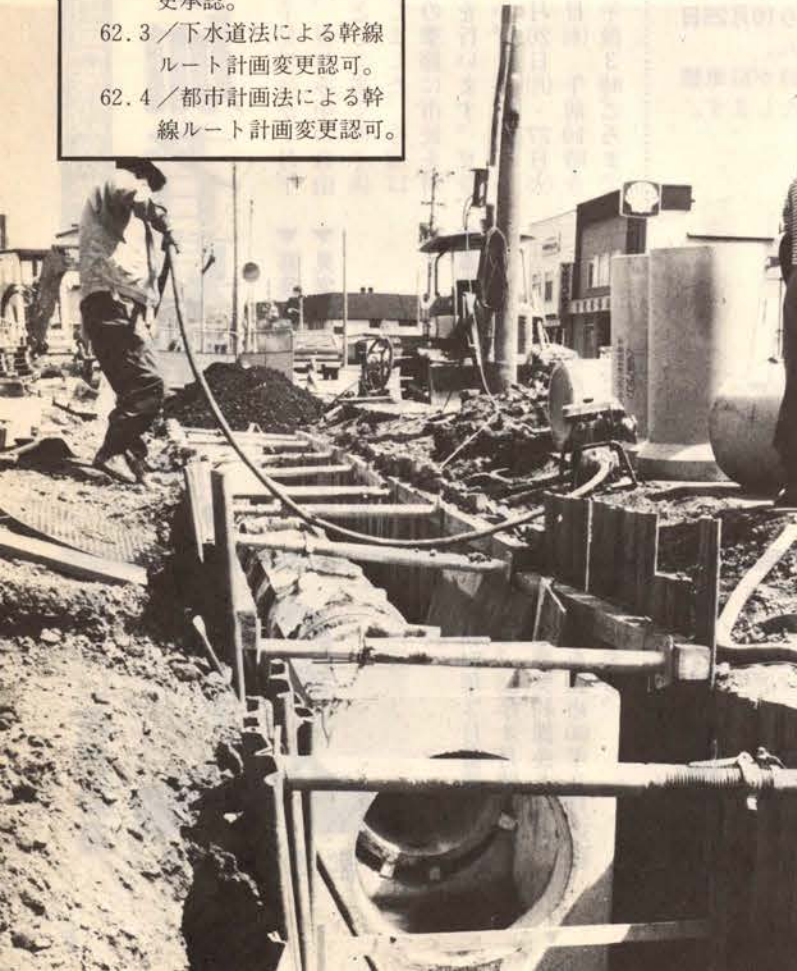
### ▶汚水管布設関係

汚水管の布設総延長は、211,000mのうち55～62年度末まで主要幹線を重点に10,822m布設しました。整備面積は50ha、整備率は第1期計画面積175haの28.6%を整備しました。

67年度一部供用開始をめざして整備を進めて行きますが、第1期計画が終了すると、家庭では、トイレが水洗になりますので、くみ取りの心配や住宅内部の悪臭がな

項目	全体計画	認可計画(第1期計画)	実績
目標年次	昭和75年	昭和67年	昭和50～62年度末
下水道計画面積	約834ha	約175ha	50ha (整備率28.6%)
下水道計画人口	48,000人	12,700人	
計画処理量	30,800㎡/日	6,230㎡/日	
建設費	26,520百万円	9,890百万円	2,589百万円
汚水管延長	211,000m	44,437m	雨水1,275m 汚水10,822m

◀ 汚水管布設工事が行われている栄町地区



くなるとともに、側溝に汚水が流れなくなりますので蚊やハエがなくなり伝染病を未然に防ぐことができます。

街全体では、台所・お風呂・トイレなどの汚れた水がいっしょに汚水管を通して処理場にはこぼれ、ここできれいな水に生まれかわりますので衛生的な街ができあがります。

### ▶浄化センター

汚水管ではこぼれてきた汚水をきれいな水にかえて川に流す仕事をする浄化センターは、63～67年度の5ヵ年で約30億円をかけて、管理本館・水処理施設・汚泥処理施設などを建設する計画です。

浄化センターは、周辺環境整備を考えながら市民に親しまれる施設にして行こうと考えていますので、市民の皆さんのご理解ご協力をお願いいたします。

## 水洗化などの工事費のお金の話は次回詳しく話します。

いままでの話しの中で、67年度一部供用開始をめざして工事を進めている事は、おわかりと思いますが、問題は市民の皆さんの負担するお金です。

大きく分けて①トイレの水洗化や公設汚水ますまでの排水設備費、つまり水洗化等工事費②下水道使用料。これは浄化センターで汚水を処理したり公共下水道管の清掃などの費用にあてます。③受益者負担金。これは、下水道整備で快適な生活環境や土地の利用価値が高くなるなどの利益を受けるかたに、建設費の一部を負担してもらうもので、いづれも都市計画法という法律に定められているものです。

このような市民のお金の負担については次回お話しします。